

## 長寿医療制度における保険料の軽減について

### (21年度以降の対策)

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者)について、所得割額を50%程度(※所得に応じて軽減率を変えることも検討)軽減する措置を講ずる。(具体的な基準の設定については広域連合に委ねる)
- ③ このような措置を講じてもおお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細かな相談を行える体制を整備する。

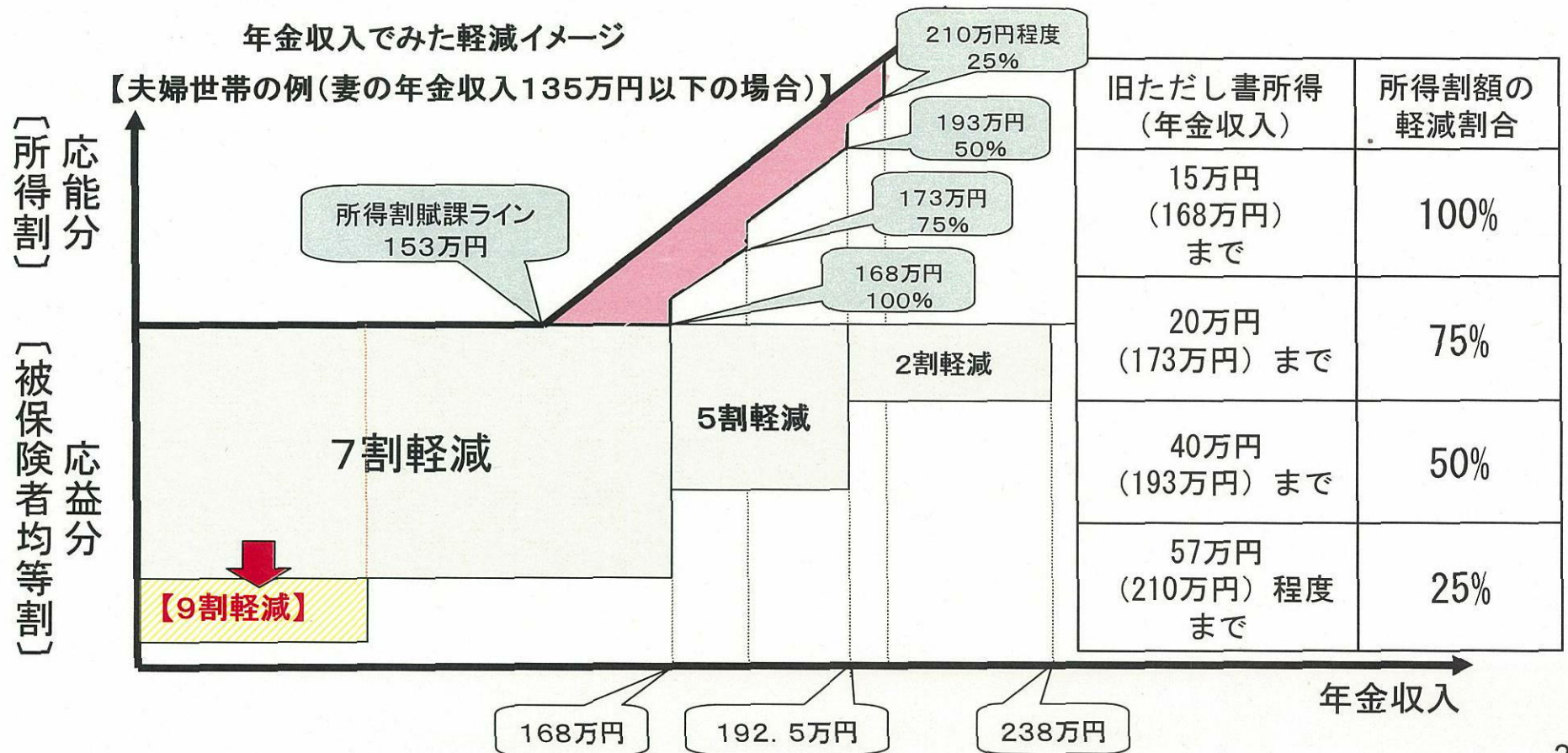
### (20年度における当面の対策)

- ① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同等の軽減措置を講ずる。(8. 5割軽減。月額保険料は全国平均で約1,000円→約500円)
- ② 上記②の所得層について、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。(20年度に実施するかどうかは、広域連合に委ねる)

(注)システム改修経費が別途必要。

## 平成21年度の対応

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入で80万円以下（その他の各種所得はない）の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者）について、所得割額を50%程度（※所得に応じて軽減率を変えることも検討）軽減する措置を講じる。
- ③ このような措置を講じてもおお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細かな相談を行える体制を整備する。





## 平成20年度の対応

- ① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる。（8.5割軽減。月額保険料は、全国平均で約1,000円→約500円）
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者）については、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。

